

神河町障害者計画

令和6年度～令和11年度



ケアステーションかんざきの子どもたちが作成した「切り絵」

令和6年3月

神河町

はじめに

神河町では、平成30年3月に「神河町障害者計画」、令和3年3月に「神河町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「地域での支えあいにより、共に生きるまちかみかわ」を基本理念とし、施策を推進してきました。

国による障害者基本計画での基本理念では、共生社会の実現や、障害者の自己決定による社会参加、障害者の社会参加を制約する社会的障壁の除去が謳われ、不断の取組を進めていくとされています。

平成30年3月の前計画策定以降、本町においては、障がい者グループホーム「ふれんど」、就労継続支援事業所「かみかわ倶楽部」、多機能型事業所「ひと花」、生活介護と放課後等デイサービス事業所「のどか」が、関係各位のご努力により、それぞれ新たに開設され、環境整備が図られています。一方で、「親亡き後の問題」をはじめ、今回、取り組んだアンケートにおいても、不安や不満、心配の声が集約され、対応すべき課題は多くあると認識しているところです。

こうした状況を踏まえ、『神河町障害者計画（令和6年度～令和11年度）』、『神河町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』を策定しました。

住み慣れた神河町で、一人ひとりが個人として尊重され、安心、安全に生活を営むことのできる社会を構築するためには、町民すべてが思いやりや、助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて様々な立場の人同士の調和をめざす必要があります。今後も、この二つの計画を基本に施策を進めてまいります。神河町ならではの顔が見える地域性をさらに生かし、具体的な支援につながるよう努めてまいりますので、関係各位の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりまして、アンケート調査で貴重な意見をいただきました町民の皆様、ご提言をいただきました本計画策定委員の皆様及び関係機関・団体の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和6年3月



神河町長

山名宗悟

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の対象	3
第2章 神河町における現状	4
1. 人口等の状況	4
2. 障がい者の状況	5
3. 就学等の状況	11
4. 雇用・就労の状況	14
5. アンケート調査からみた障がい者の状況	15
第3章 基本理念と施策の体系	21
1. 基本理念	21
2. 施策の体系	22
第4章 施策の展開	23
1. 情報提供とコミュニケーション支援の充実	23
2. 自立生活の支援の推進	23
3. 教育・療育の充実	28
4. 雇用・就業、経済的自立の支援	30
5. 保健・医療の推進	31
6. 安全・安心な生活環境の整備	32
7. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	33
8. 啓発・理解の促進	33
9. 権利擁護の推進	34
第5章 計画の推進と評価	35
1. 計画の推進体制	35
2. 計画の進行管理と評価	35
3. 計画の情報発信	36
資料編	37
用語解説	37
神河町障害者計画策定委員会名簿	44

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と障がい者の家族や介護者の高齢化が進むなか、親亡き後の支援や医療的ケア児、発達障がい児への支援、差別の解消など、障がい者へのさまざまな対応の強化が求められています。

障がい者施策について、国では障害者自立支援法を改正し、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

平成26年に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の一部施行、「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

平成30年には、障がい者の生活と就労に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充を図るため「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

また、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、近年も様々な法整備が進められてきています。

さらに、令和5年には障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の方向を定めています。

本町においては、平成24年3月に「神河町障害者計画」を策定し、平成30年3月には計画の改定を行って、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび、「神河町障害者計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、国の制度改正の方向、障がいのある人やその家族のご意見、計画の進捗状況等を踏まえ、障がい者施策のより一層の推進を図るために、新たな「神河町障害者計画」を策定いたしました。

2. 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者基本計画」及び成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項で定める「成年後見制度利用促進基本計画」として策定し、本町における障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標等を定める計画です。

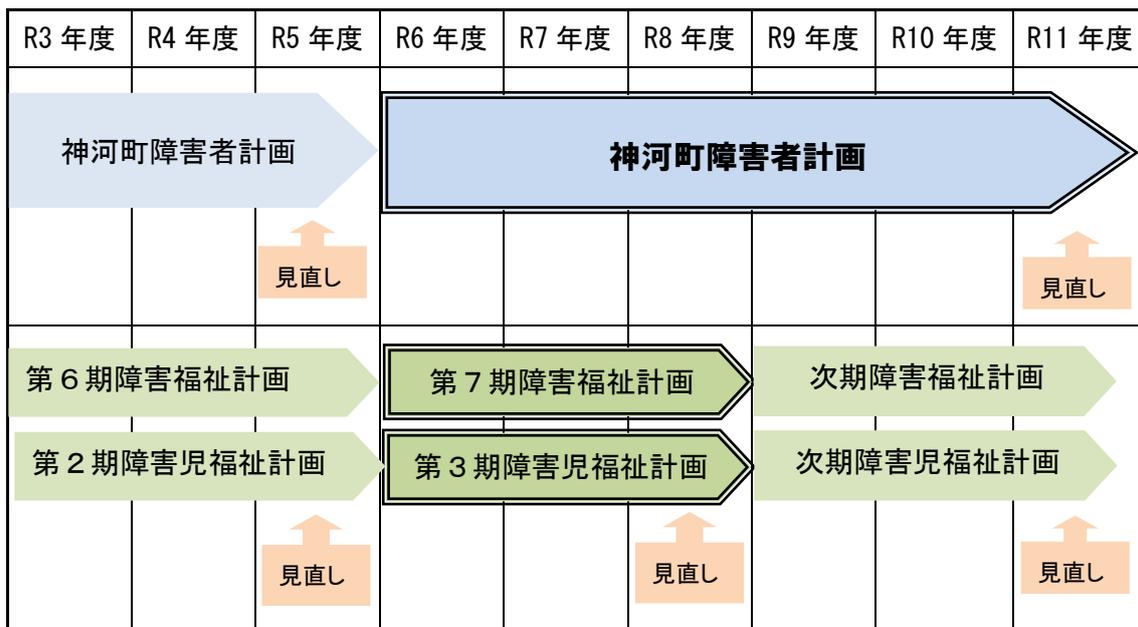
また、この計画は「第 2 次神河町長期総合計画」の障害福祉分野の基本計画として位置づけられ、福祉、保健等関連する分野の各種計画との整合性を持ったものとします。

さらに、国の「第 5 次障害者基本計画」や兵庫県の「第 2 期ひょうご障害者福祉計画」を踏まえたものとします。

3. 計画の期間

この計画の計画期間については、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間の計画とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに関しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

(1) 障がい者（児）実態調査の実施

計画の策定に当たり、障がいある方の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に現住所のある障がいのある方及び施設入所者を対象にアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

本町在住及び施設入所者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

② 調査方法及び調査時期

調査方法は郵送による配布、回収。

調査時期は令和5年11月20日から12月5日まで。

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
662 件	344 件	52.0%

(2) 神河町障害者計画及び神河町第7期障害福祉計画策定委員会での審議

この計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等からなる「神河町障害者計画及び神河町第7期障害福祉計画策定委員会」において、今後の障害福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

5. 計画の対象

この計画における「障がい者」「障がいのある方」とは、手帳保持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第二条第一項）を計画の対象とします。

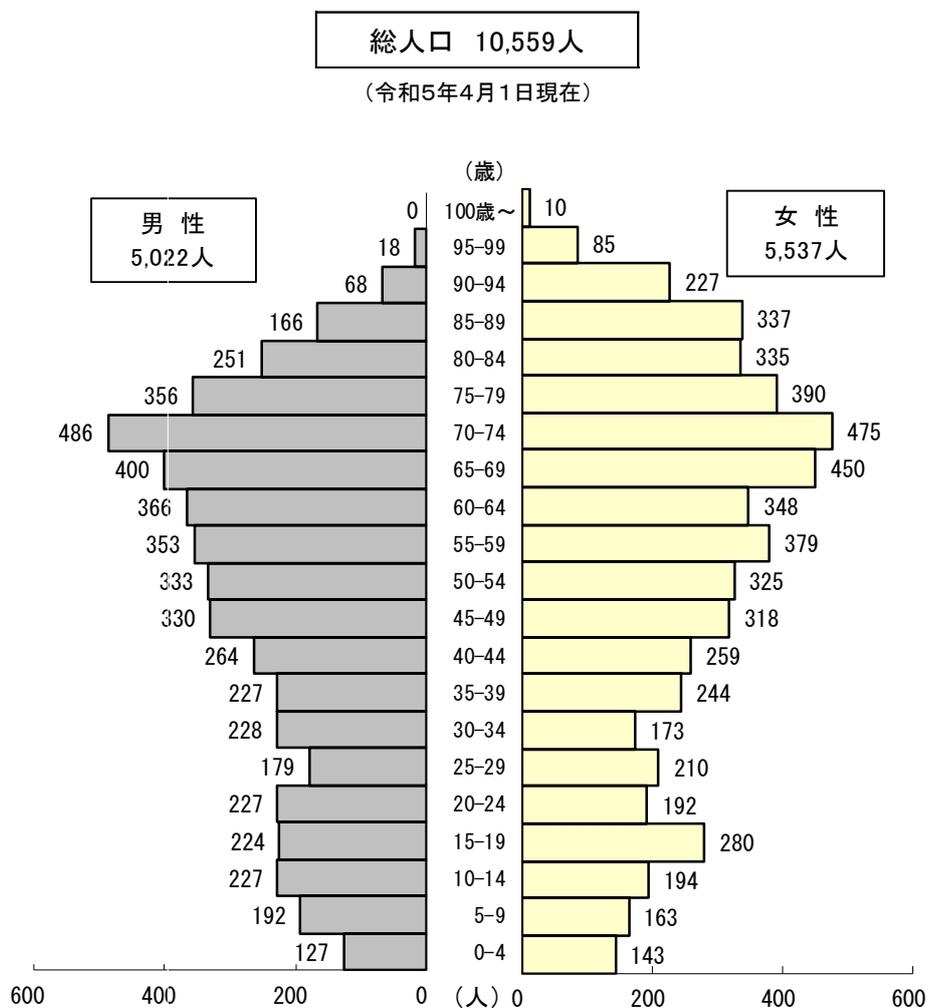
第2章 神河町における現状

1. 人口等の状況

(1) 人口構成

令和5年4月1日現在の本町の総人口は、男性は5,022人、女性は5,537人の合計10,559人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「70～74歳」の階層が最も多く、若年になるほど少なくなっています。また、10歳代に比べて20歳代が少なく、これは町外への転出等が原因と思われます。



資料：住民基本台帳

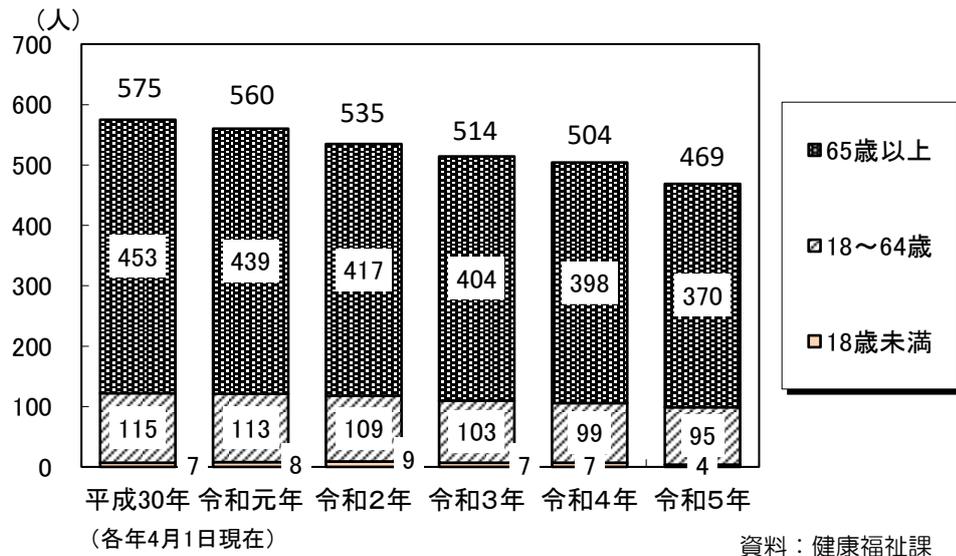
2. 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢階層別

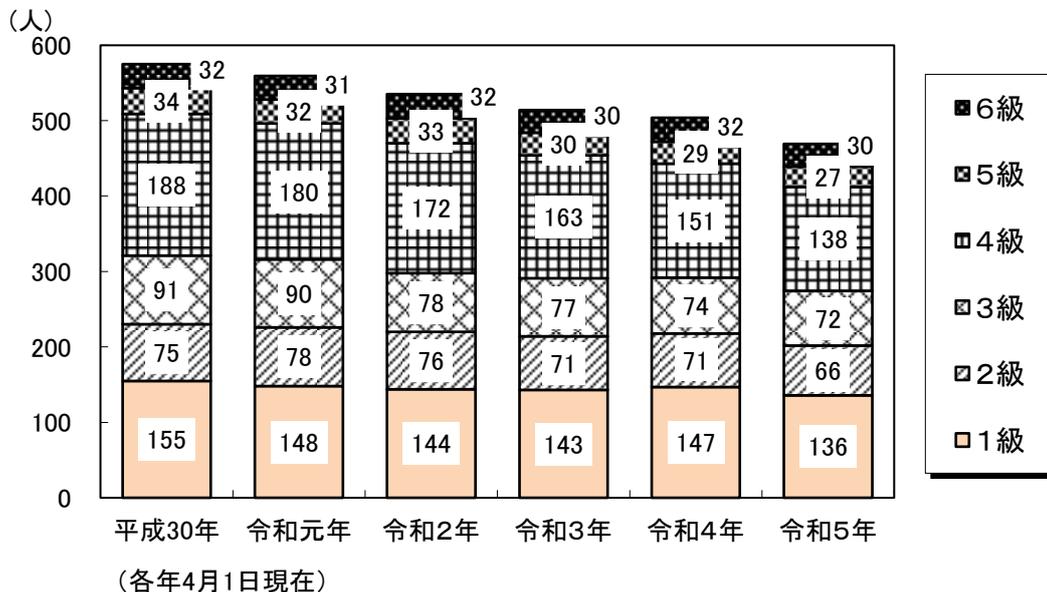
本町の身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在469人で、平成30年以降、毎年減少しています。

年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者の割合が高く、令和5年は370人で全体の78.9%を占めています。



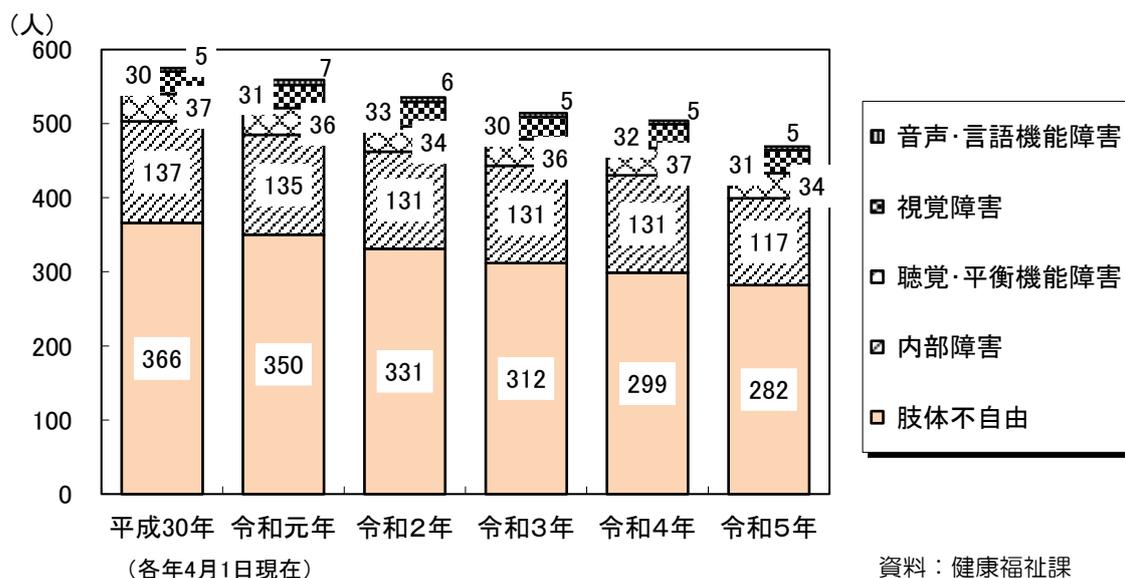
② 等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「4級」が最も多く、令和5年は138人で29.4%を占めています。また、1級、2級を合わせた重度障がい者は、令和5年は202人で全体の43.1%となっています。



③ 障がい種別

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5年は282人で全体の60.1%を占めています。



④ 内部障害の内訳

内部障害の内訳をみると、「心臓機能障害」が最も多く、次が「腎臓機能障害」、「ぼうこう・直腸機能障害」となっています。

各年4月1日現在

種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
心臓機能障害	69	70	71	69	68	65
腎臓機能障害	34	34	33	33	36	29
ぼうこう・直腸機能障害	24	23	21	20	19	17
呼吸器機能障害	9	7	5	7	6	4
その他	1	1	1	2	2	2
合計	137	135	131	131	131	117

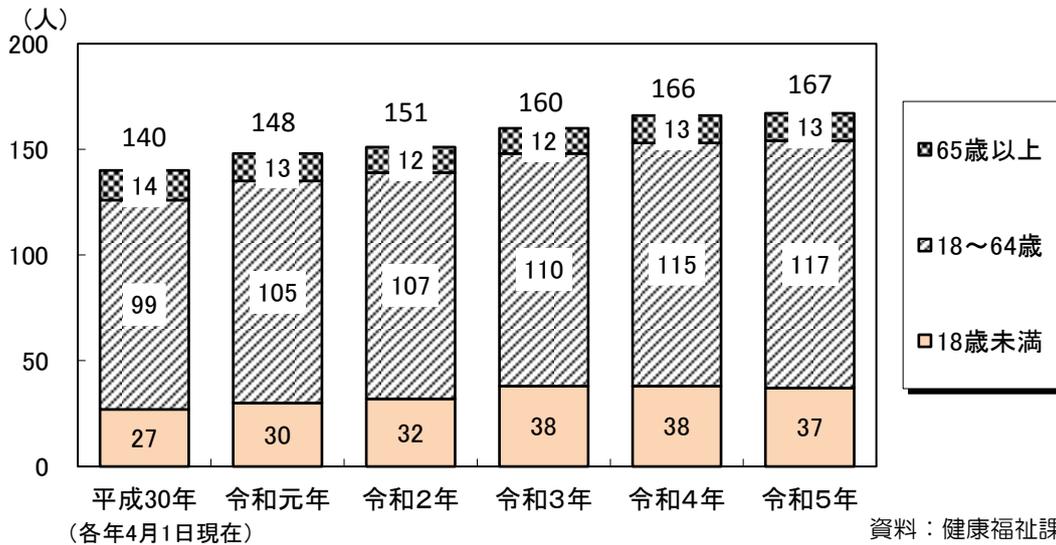
資料：健康福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

① 年齢階層別

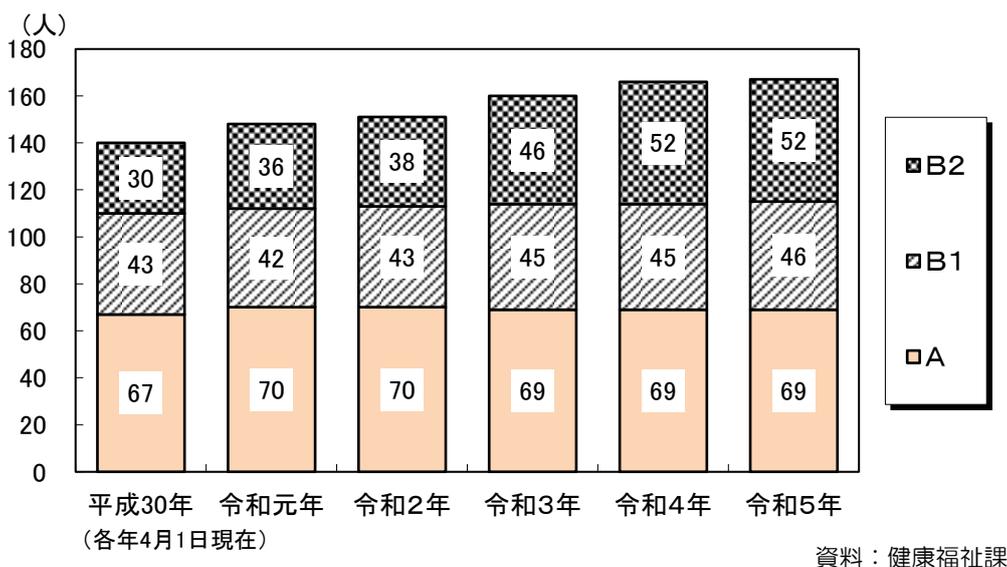
療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在167人で、平成30年の140人から27人(19.3%)増加しています。

年齢階層別にみると、令和5年は18歳以上が130人(77.8%)となっています。



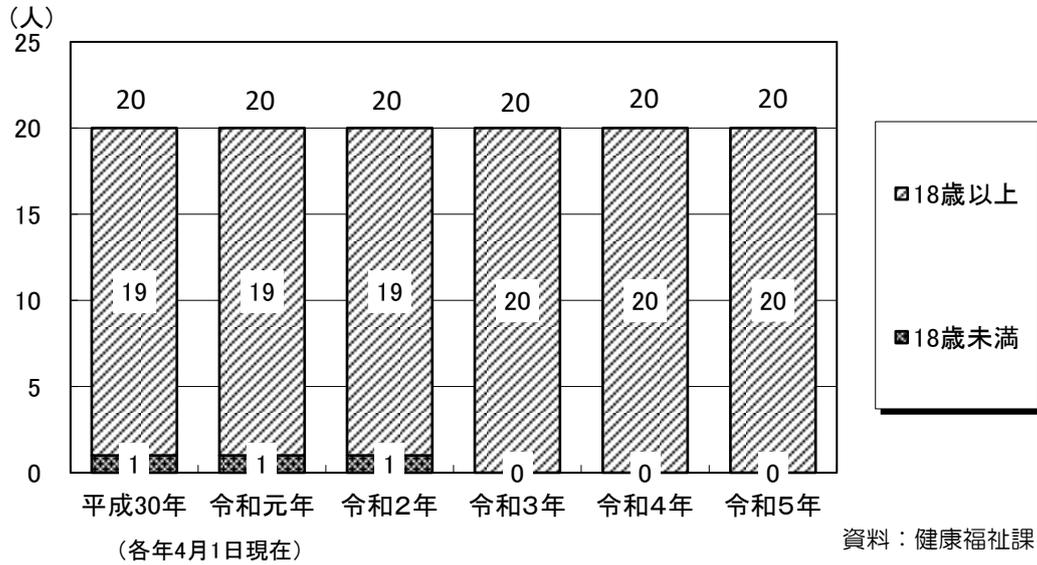
② 判定別

療育手帳所持者を判定別にみると、「A」が多く、令和5年は69人(41.3%)となっています。また、「B2」は平成30年から令和5年にかけて、22人(73.3%)増加しています。



(3) 重症心身障がい者（児）の状況

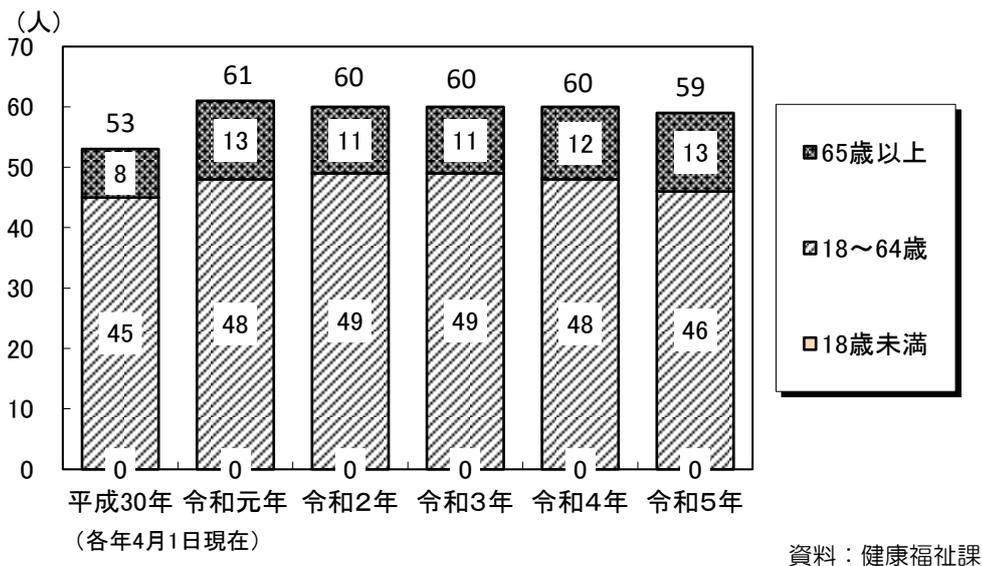
重症心身障がい者（児）は、令和5年は20人となっています。
平成30年以降、毎年同じ人数で推移しています。



(4) 精神障がい者の状況

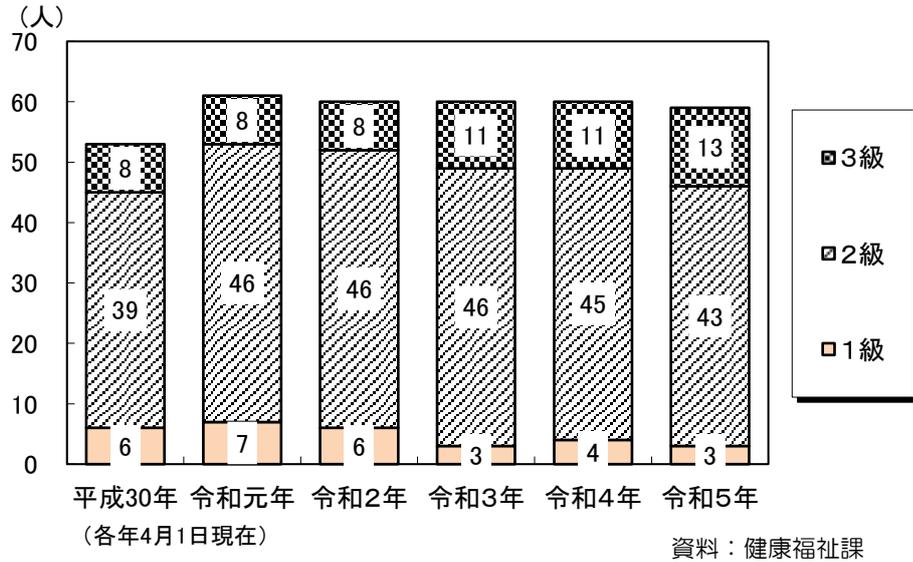
① 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢）

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在59人です。
令和元年に61人となり、その後ほぼ横ばいで推移しています。
年齢別にみると、令和5年は、65歳以上が13人で、22.0%を占めています。



② 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級）

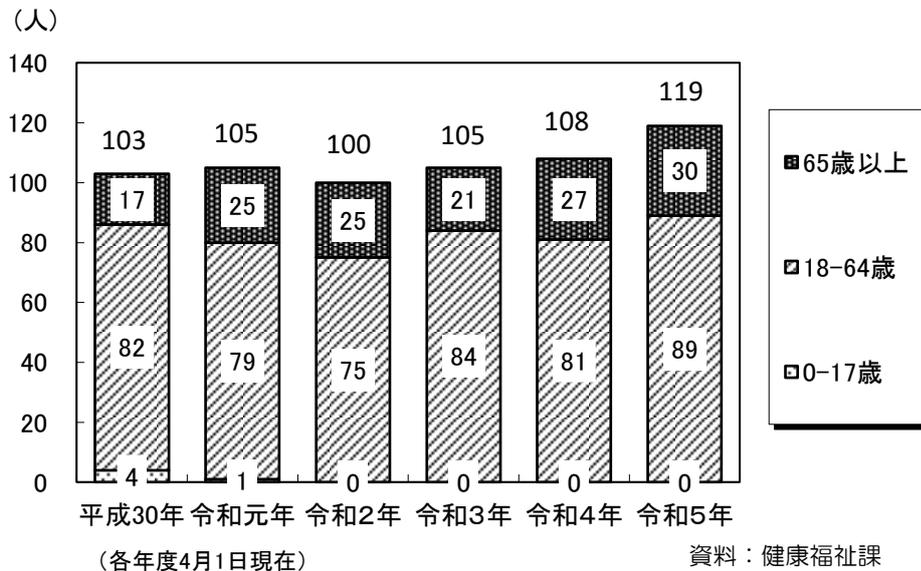
等級別にみると「2級」が多く、令和5年は43人（72.9%）となっています。



③ 自立支援医療費（精神通院医療）申請者

自立支援医療費の申請者数は、令和5年4月1日現在119人で、令和2年から令和5年にかけて増加しています。

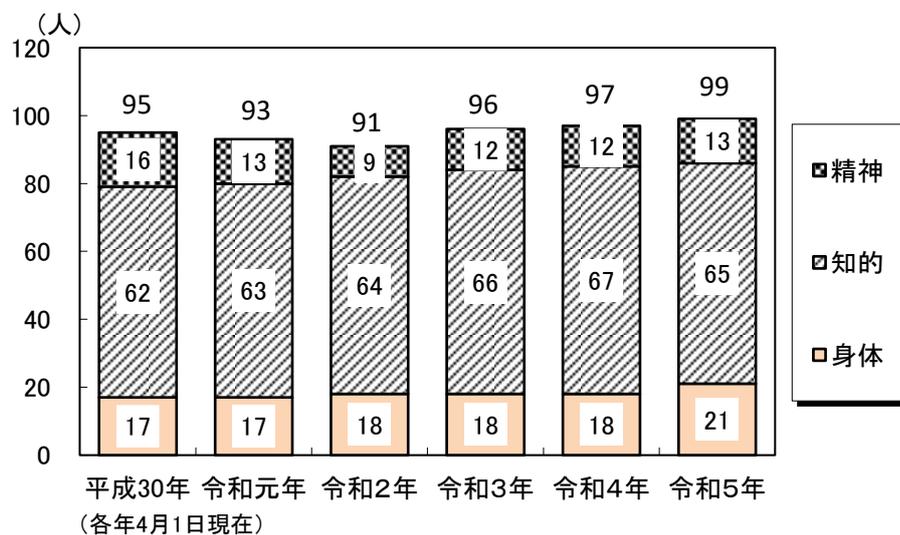
年齢階層別にみると、令和5年は65歳以上が30人で25.2%となっています。



(5) 障害支援区分認定者の状況

① 認定者数の推移

障害支援区分認定者(支給決定者)は、令和5年4月1日現在 99人で、身体障がい者 21人、知的障がい者 65人、精神障がい者 13人となっています。令和2年から毎年増加しています。



② 認定区分別人数の内訳

区分別の人数をみると、身体障がい者は区分6、知的障がい者は区分6がそれぞれ最も多くなっています。

令和5年4月1日現在

区分	身体	知的	精神
区分6	9	23	0
区分5	5	12	1
区分4	1	16	4
区分3	3	7	4
区分2	1	7	4
区分1	1	1	0
計	20	66	13

資料：健康福祉課

3. 就学等の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

要支援児の在籍状況は、令和5年4月1日現在2か所の私立保育所に2人、3か所の町立幼稚園に5人となっています。保育所・幼稚園ともに、要支援児に保育職員や加配職員を配置しています。

■ 保育所の要支援児在籍状況 各年4月1日現在

		令和3年	令和4年	令和5年
保育所	在籍児数	149	142	135
	要支援児	6	4	5

■ 幼稚園の要支援児在籍状況 各年5月1日現在

		令和3年	令和4年	令和5年
幼稚園	在籍児数	117	98	102
	要支援児	2	2	1
	加配教諭数	2	2	1

(2) 特別支援学級の状況

特別支援学級の学級数は、令和5年4月1日現在、小学校9クラス、中学校3クラスとなり、児童・生徒の障がい等に応じて、特別支援学級に在籍し対応しています。また、通常学級に在籍している児童・生徒においても、個別の教育や支援を必要とする場合は、通級や学習支援により指導しています。

■ 特別支援学級の状況 1 各年4月1日現在

		令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学校数	3	3	3
	設置校数	3	3	3
	学級数	9	10	9
	児童数	31	32	31
中学校	学校数	1	1	1
	設置校数	1	1	1
	学級数	4	4	3
	生徒数	8	9	9

(3) 特別支援学校等の状況

令和5年4月1日現在、特別支援学校等の在籍状況は、次のとおりです。

■盲・ろう・特別支援学校の状況

令和5年4月1日現在

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
姫路特別支援学校	1	3	5	9
播磨特別支援学校	0	0	0	0
和田山特別支援学校	0	0	0	0

■特別支援学級の状況2

各年4月1日現在

			令和3年	令和4年	令和5年
知的障害	小学校	学級数	4	4	4
		児童数	12	13	13
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	3	3	4
自閉・情緒障害	小学校	学級数	4	4	4
		児童数	18	17	17
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	3	4	4
肢体不自由	小学校	学級数	1	2	1
		児童数	1	2	1
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	1	1	1
病弱児	小学校	学級数	1	1	0
		児童数	1	1	0

(4) 特別支援学校卒業後の進路

令和3年度から5年度の特別支援学校生徒の卒業後の進路は、次のとおりです。

	卒業生徒数	進学者数	一般就労者数	障害福祉サービス(※)	在宅・その他
令和3年度	2			2	
令和4年度	1			1	
令和5年度	3		1	2	

(※) 障害福祉サービスの内訳
令和3年度 2人とも就労継続支援B型
令和4年度 1人 就労継続支援B型
令和5年度 2人とも就労継続支援B型



4. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況

兵庫県内の民間企業における障がい者の雇用状況をみると、実雇用率は平成30年から令和5年の間に、2.11%から2.28%に上昇しています。

また、雇用率達成企業の割合は、令和5年6月1日時点で52.2%となっています。

各年6月1日現在

	企業数 (企業)	算定基礎 労働者数(人)	障害者の数	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
			重度(A)		
平成30年	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	48.2
令和元年	3,473	728,571.0	15,727.5	2.16	51.0
令和2年	3,481	732,795.0	16,167.5	2.21	50.9
令和3年	3,603	735,577.0	16,555.0	2.25	49.5
令和4年	3,598	722,537.0	16,497.0	2.28	50.5
令和5年	3,635	723,624.0	17,091.0	2.36	52.2

資料：兵庫労働局

(2) 行政機関における雇用状況

行政機関における障がい者の法定雇用率は、2.6%です。令和5年6月1日現在、神河町は法定雇用率を達成していますが、兵庫県は未達成となっています。

令和5年6月1日現在

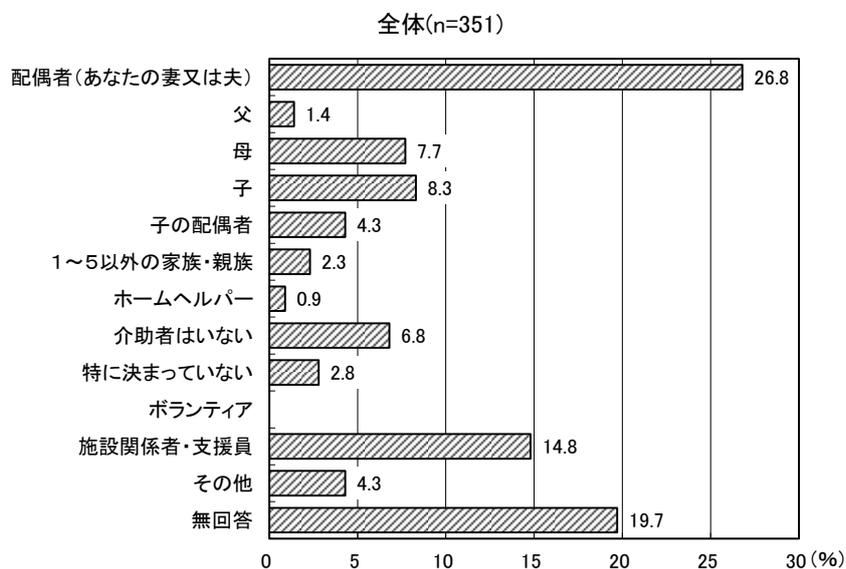
	算定基礎 労働者数(人)	障がい者の数	雇用率 (%)
神河町	413	16.5	4.00%
兵庫県	13,071.5	309.5	2.37%

資料：健康福祉課、兵庫労働局

5. アンケート調査からみた障がい者の状況

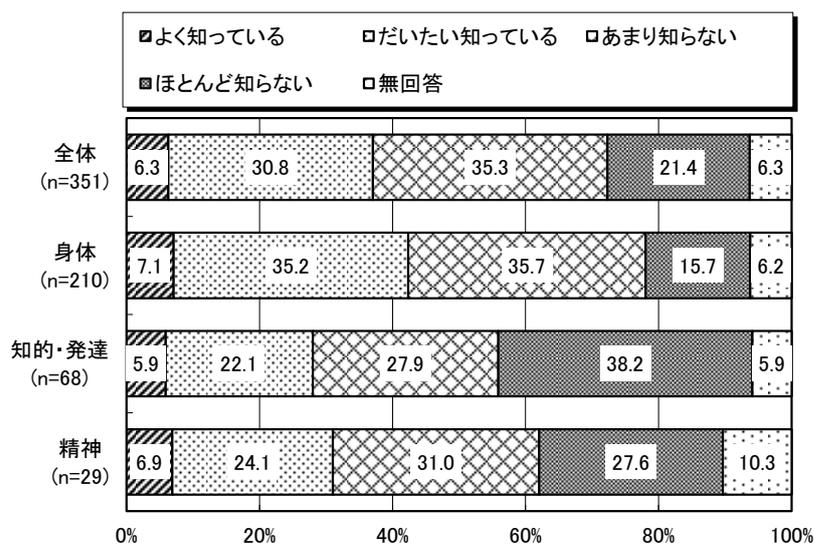
(1) 主な介助者

主な介助者は、全体では「配偶者（あなたの妻又は夫）」が最も多く、次が「施設関係者・支援員」です。



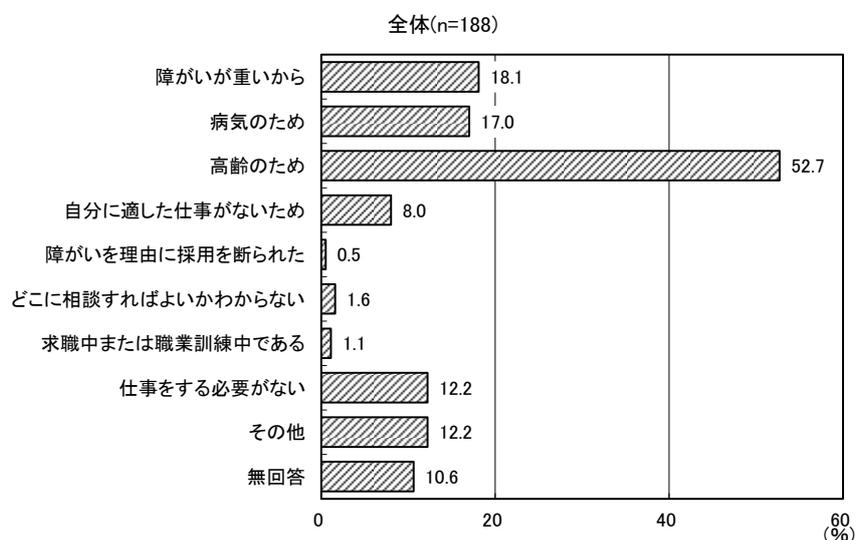
(2) 障がい者の福祉制度や福祉サービスなどに関する情報について

福祉に関する情報について、全体では「あまり知らない」が 35.3%で最も多く、障害種別にみると、知的・発達障害および精神障害では「ほとんど知らない」の割合が多くなっています。



(3) 就労等をしていない理由

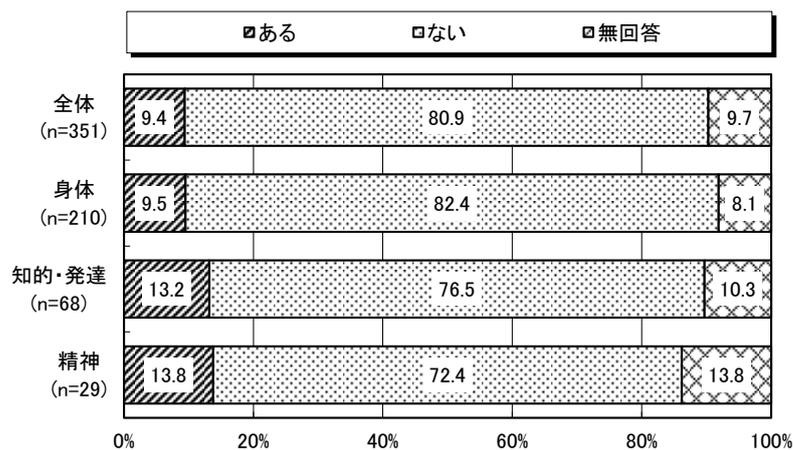
就労等をしていない理由としては、「高齢のため」が特に多くなっています。



(4) この1年間に障がいを理由に差別や偏見を受けたこと

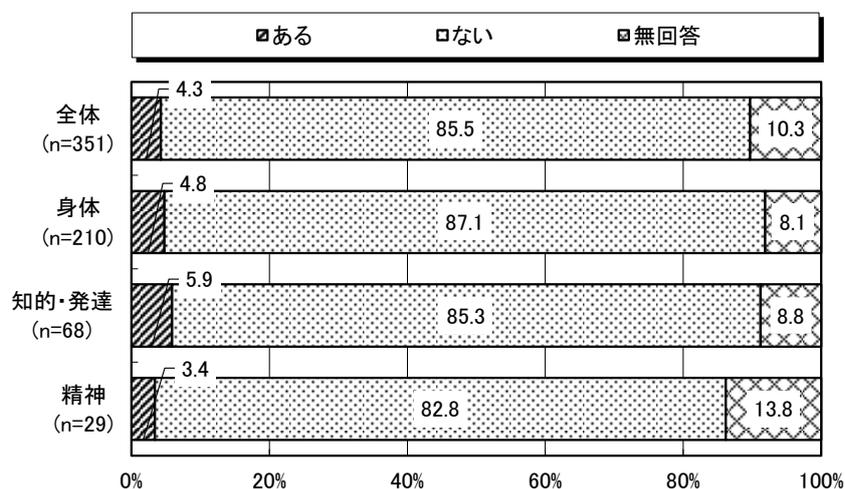
障がいを理由に差別や偏見を受けた経験が「ある」人は、全体の9.4%です。

障害種別にみると、「ある」人の割合は、知的・発達障害および精神障害で、やや多くなっています。



(5) 虐待と思われる行為を受けたり、周囲で見聞きしたこと

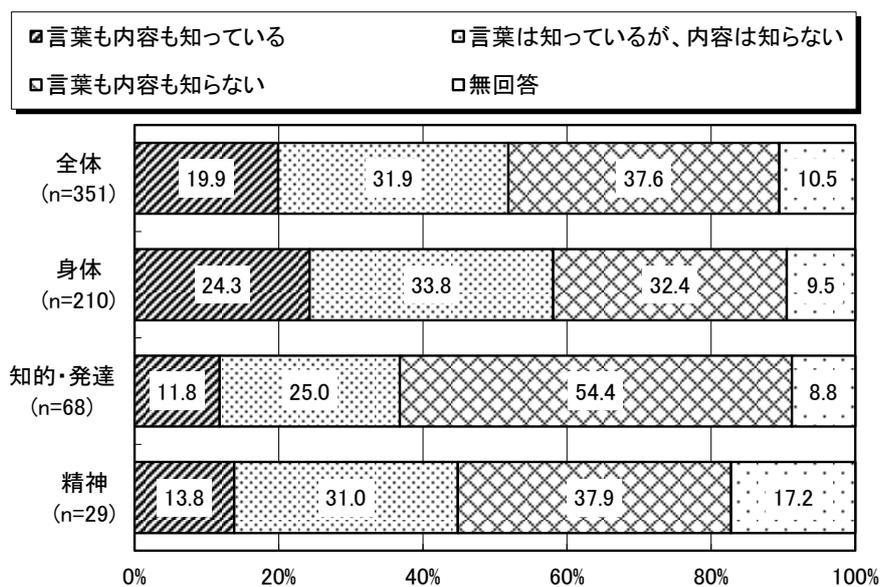
虐待と思われる行為を受けたり、周囲で見聞きした経験について「ある」人は、全体の4.3%です。障害種別にみると、「ある」人の割合は、知的・発達障害がやや多くなっています。



(6) 成年後見制度について

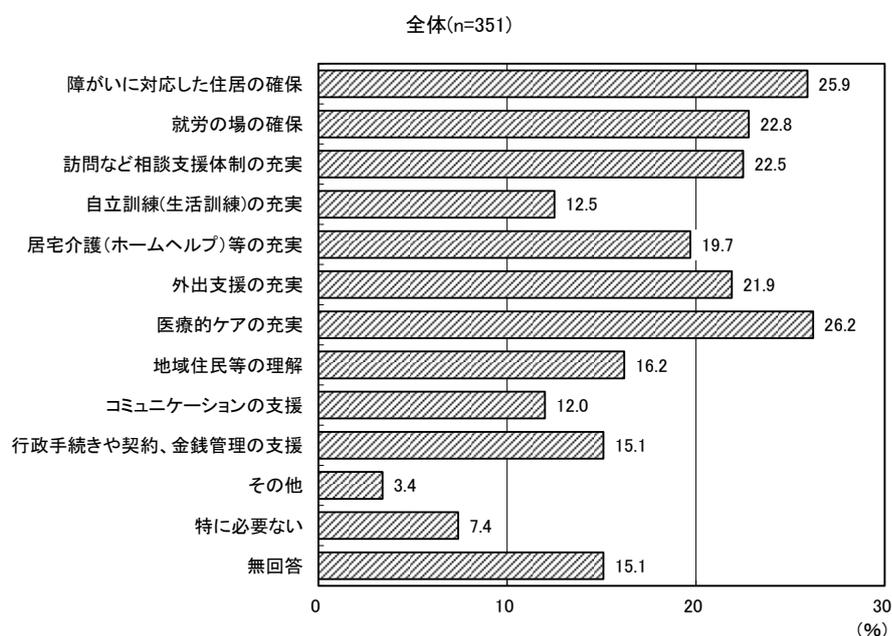
成年後見制度については、「言葉も内容も知っている」人は約2割です。

障害種別にみると、知的・発達障害では「言葉も内容も知らない」人の割合が多くなっています。



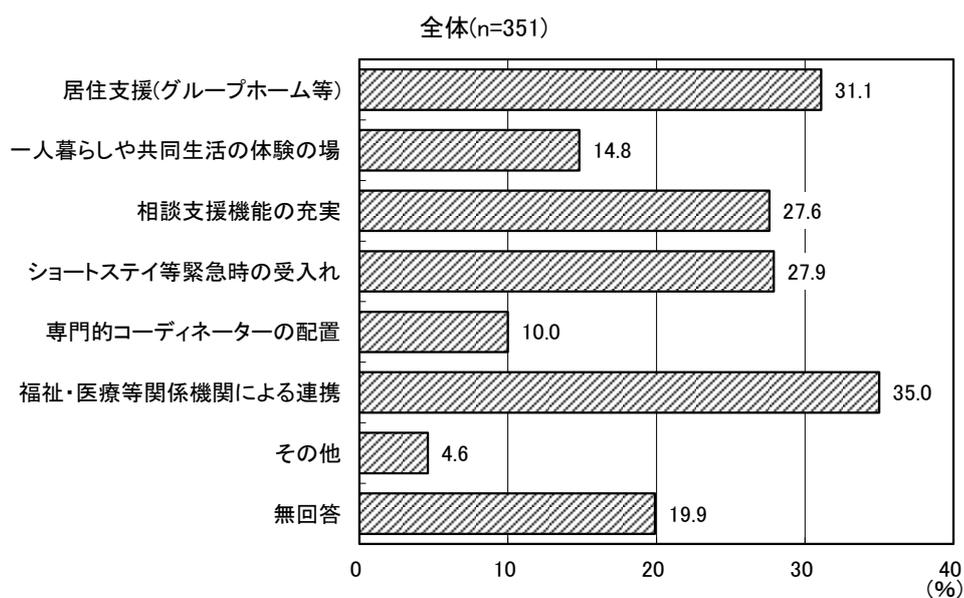
(7) 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、全体では「医療的ケアの充実」が最も多く、次が「障がいに対応した住居の確保」です。



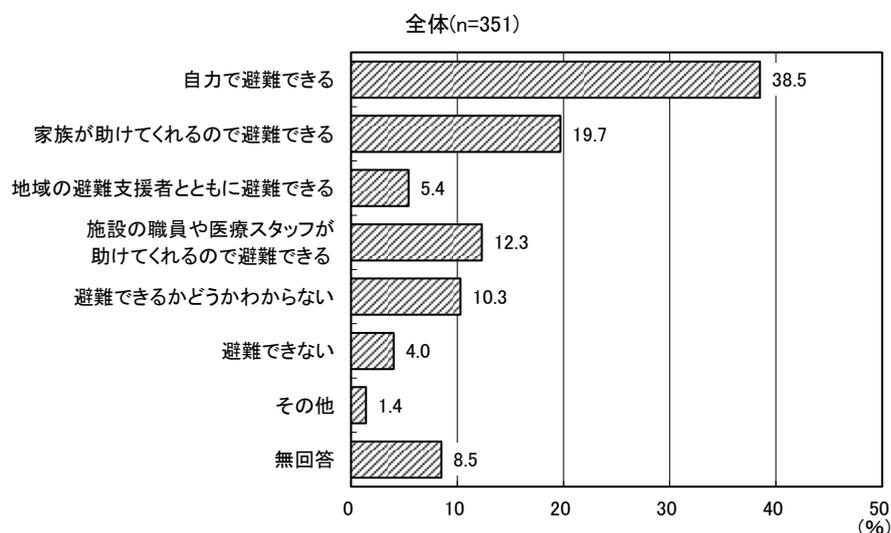
(8) 地域生活を支援する拠点の整備

地域生活支援拠点に求める機能としては、全体では「福祉・医療等関係機関による連携」が最も多く、次が「居住支援(グループホーム等)」となっています。



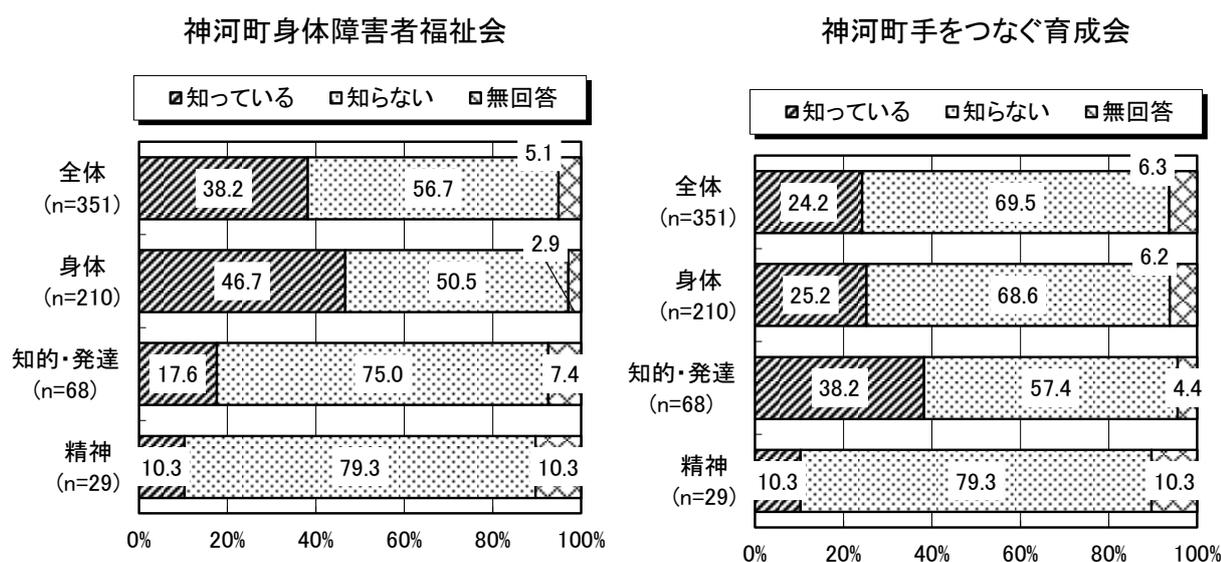
(9) 火事や地震等の災害時の避難について

災害時の避難について、全体では「自力で避難できる」が38.5%で最も多くなっています。一方で、10.3%の人が「避難できるかどうか分からない」、4.0%の人が「避難できない」と回答しています。



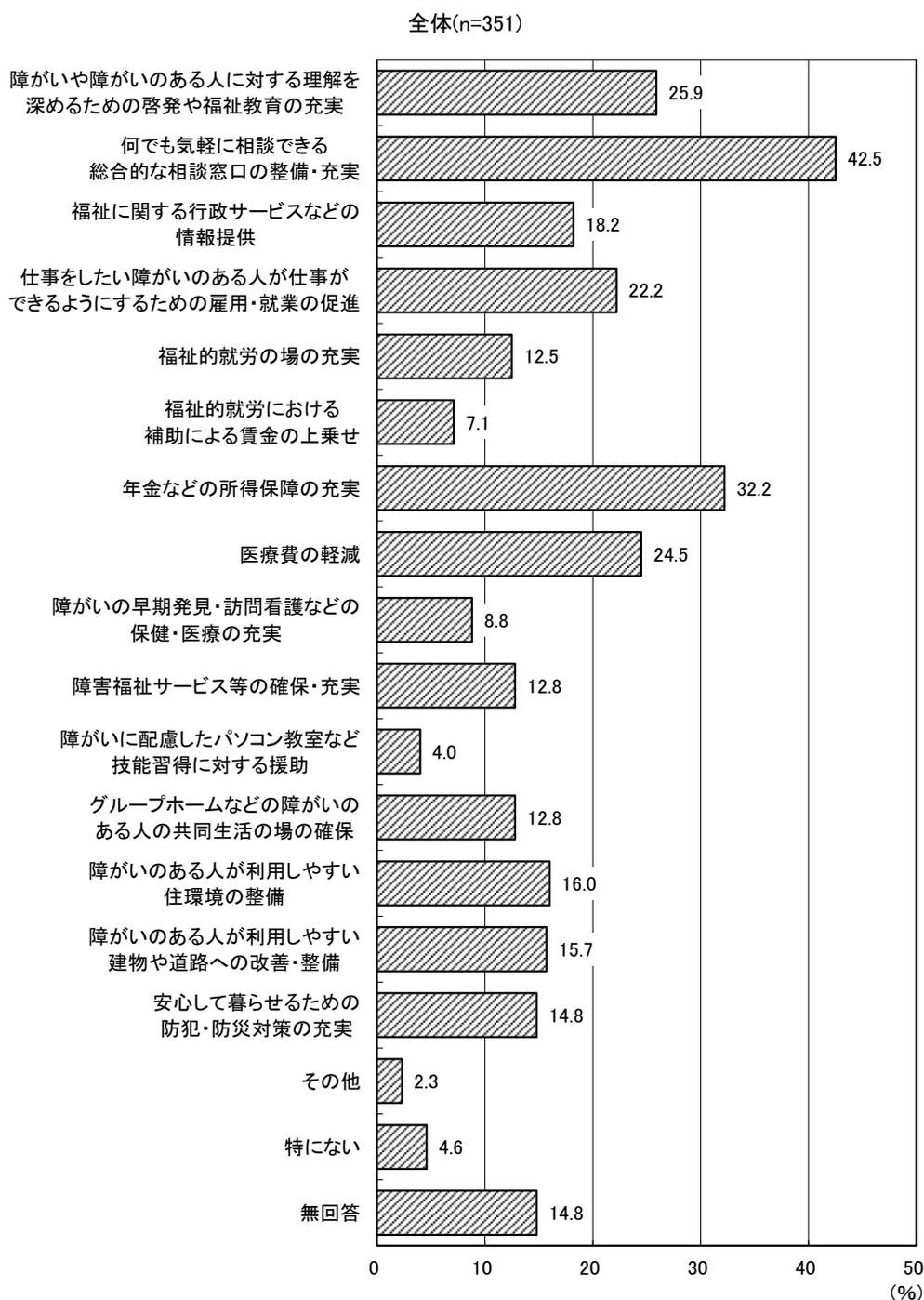
(10) 神河町身体障害者福祉会、神河町手をつなぐ育成会の認知度

神河町身体障害者福祉会について、「知っている」人は全体では38.2%です。障害種別にみると、身体障害では「知っている」人は46.7%と半数弱となっています。神河町手をつなぐ育成会について、「知っている」人は全体では24.2%です。障害種別にみると、知的・発達障害では「知っている」人は38.2%と多くなっています。



(11) 障がいのある人もない人も自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会とするために重要なこと

全体では、「何でも気軽に相談できる総合的な相談窓口の整備・充実」が最も多く、次いで「年金などの所得保障の充実」「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発や福祉教育の充実」となっています。



第3章 基本理念と施策の体系

1. 基本理念

地域での支えあいにより 共に生きるまち かみかわ

住み慣れた神河町で、一人ひとりが個人として尊重され、安心、安全に生活を営むことのできる社会を構築するためには、町民すべてが思いやりや、助け合いの心をはぐくみ共に生きることを確かめ合い、力を合わせて様々な障がいを取りのぞくバリアフリー社会をめざす必要があります。

そこで、この計画では、お互いの個性を認め尊重しあい、安心して安全な生活を送ることができる「共生社会の実現」を目的とし、地域においては、「他人事」になりがちな地域づくりを神河町民が『我が事』として主体的に取り組み、また、神河町においては、地域づくり支援や障がいのある方を地域の方や自分らしく笑顔で楽しく生きることのできる『丸ごと』の相談支援の体制整備を進めていくため、基本理念を『地域での支えあいにより 共に生きるまち かみかわ』とします。

共生社会の実現（合理的配慮の考え方）について

障害者の権利に関する条約では、「『合理的配慮 (Reasonable accommodation)』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。また、社会的障壁により生ずるものが障害であり、社会的障壁を取り除き（合理的配慮の提供）、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことが社会全体の責務であるとする「障害の社会モデル」の立場を取っています。この合理的配慮は、日本では「配慮」と訳されていますが、「accommodation（適応、調和）」の意味からも、日本語の「配慮」が意味としてもつ気遣いや心配り等ではなく、本来は心身機能に障害のある人の状況に適応・調和した環境の改善等を求めているものです。また、令和6年4月以降の民間事業者への合理的配慮提供義務化に合わせた取組が進められていますが、それが必要とされる場を、店舗・サービスや学校・職場等に限定して考えるのではなく、地域社会、インフォーマルなコミュニティ、SNSにおける世論など、社会全体において取り組むべき課題であり、理に適った工夫の積み重ねが求められています。

2. 施策の体系

1	情報提供とコミュニケーション支援の充実	(1) 情報提供の充実等 (2) コミュニケーション支援の充実
2	自立生活の支援の推進	(1) 相談支援体制の充実 (2) 当事者や家族の交流活動の促進 (3) 障害福祉サービス等の充実 (4) サービスの質の確保 (5) ボランティア活動の促進 (6) 地域生活支援拠点の整備等
3	教育・療育の充実	(1) 就学前療育・保育の充実 (2) 障がいのある子どもの教育の充実 (3) 不登校・ひきこもり等への対応
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 一般就労の促進 (2) 一般就労に向けた支援 (3) 福祉的就労の支援 (4) 就労支援ネットワークの構築
5	保健・医療の推進	(1) 障がいの早期発見・予防 (2) 医療体制等の充実 (3) 医療費助成等の周知
6	安全・安心な生活環境の整備	(1) バリアフリーのまちづくりの推進 (2) 公共交通機関のバリアフリー化推進 (3) 移動支援事業の充実 (4) 防犯・防災体制の整備
7	文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化・スポーツ活動等の推進
8	啓発・理解の促進	(1) 広報・啓発の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流活動の促進
9	権利擁護の推進	(1) 合理的配慮の推進 (2) 障害者虐待防止の推進 (3) 成年後見制度等の利用促進

第4章 施策の展開

1. 情報提供とコミュニケーション支援の充実

(1) 情報提供の充実

障がいのある方が、必要な情報や合理的配慮について日々の暮らしの中で知ることができるように、広報やパンフレット、ホームページ等で、行政全体からのわかりやすい情報提供に努めます。

また、障害福祉に関わる制度やサービスについて、関係各課・機関から収集した情報を基に作成した『福祉サービス一覧』を障害者手帳の交付に合わせて配布し、障がいのある方やその家族に引き続き説明を行います。また、民生委員・児童委員協議会や当事者団体、家族会、関係団体に対しても機会あるごとに情報提供を行い、幅広い周知を図ります。

さらに、障がいのある方やその家族に対して、障がい者関係団体や家族会等の情報を提供し、参加者同士親睦を図ったり情報が共有できるよう努めていきます。

(2) コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方の社会参加やコミュニケーションを図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字等による支援を行い、引き続き必要な情報が得られるよう努めていきます。

また、行政の窓口に『耳マーク』を掲示することで、手話や筆談等でコミュニケーション支援や、手話教室の開催、神崎郡3町で合同開催している手話奉仕員養成講座を引き続き、取り組み、聴覚障害への理解につながる支援を行います。また手話言語条例に制定に向け、検討を開始します。

2. 自立生活の支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある方が地域で自立した生活を送って行くためには、障がいのある方やその家族が日々の暮らしの中で抱えている困り事や悩みに、きめ細やかに対応することが大切です。ちょっとしたことから専門的なこと、どこに相談したらよいか分からず問題を抱えたまま不安な生活を送ることにならないよう、基幹相談支援センターや健康福祉課を最初の相談窓口として気軽に相談してもらえよう障害者手帳交付時等に周知することに努めます。そして、健康福祉課が各分野・部門と連絡調整を密に行い、必要に応じて障害福祉サービスや専門の相談機関へつなげる等、障がいのある方やその家族が神河町で安心して生活が送れるよう支援を行います。

また、神崎郡3町広域で設置している神崎郡自立支援協議会において、行政と関係機関のネ

ネットワークを強化し、障がいのある方一人ひとりの思いに寄り添った相談支援体制の構築に努めていきます。さらに、地域での身近な相談役として活動されている民生委員・児童委員（38人）、身体障害者相談員（2名）、知的障害者相談員（2名）、精神障害者相談員（2名）と日頃から連携を図ることで、個人または家族、地域の情報を共有し必要な支援につなげています。

（2）当事者や家族の交流活動の促進

障がいを抱える当事者が、自分の思いを伝えたり自分らしい生活や活動をするため、また同じような悩みや経験を持つ当事者や家族同士が互いに支え合う、身体障害者福祉会や手をつなぐ育成会、ひだまりの会の交流活動を引き続き支援します。

（3）障害福祉サービス等の充実

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むために、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用することができます。障害福祉サービスには、介護の支援を受ける介護給付と自立した生活を営むため、または、就労に向けた訓練を受ける訓練等給付があります。地域生活支援事業には、神河町の状況に応じて実施できる移動支援や日中一時支援事業があります。どちらにおいても、利用できる人数が限られていたり身近に事業所がないため利用するのに遠くの事業所まで赴く必要があったりと、利用したい時に利用できない状況にありました。

前障害者計画策定時（平成30年3月）から今までの間、本町において、障がい者グループホーム・短期入所「ふれんど」、就労継続支援A型・B型事業所「かみかわ倶楽部」、生活介護・就労継続支援B型事業所「ひと花」、生活介護・放課後等デイサービス事業所「のどか」が開設され、環境整備が図られています。

地域で生活するために必要な支援を考え、関係各課・機関、神崎郡3町と連携していきます。

また、平成30年度に創設された「共生型サービス※」に合わせて、引き続き町内の介護保険サービス事業所施設長会議において障害福祉サービスの実施を依頼し、身近な町内に「利用したい時に、利用できる」サービスの充実に努めていきます。

※共生型サービスとは、障害のある方が65歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくすることと、福祉に携わる人材に限りがある中、地域の実情に合わせ人材を活用しながら適切にサービス提供を行うという観点で、平成30年度に創設されました。

共生型サービスの対象サービスは、介護保険と障害福祉サービス両方の制度に共通するサービスで、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所です。

■サービス内容

介 護 給 付	訪問系サービス	
	居宅介護	自宅において入浴、排せつや食事などの介助をします。
	重度訪問介護	自宅において入浴、排せつや食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護・必要な援助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動に必要な介助や外出時の移動の補助をします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方なかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所	居宅で介護する方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等へ短期間の入所を必要とする方に、短期間、施設で、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援をします。
	日中活動系サービス	
	生活介護	常に介護を要する方で、施設で、昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他身体機能又は生活能力向上のために必要な援助をします。
	療養介護	医療の必要な障がいのある、常に介護を要する方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
給 付	居住系サービス	
	施設入所支援	主として夜間において、単身での生活が困難な方や施設等に通所する事が困難な方に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。
	自立生活援助	施設やグループホームでの生活から一人暮らしへ移行された障がいのある方に対して、生活面や体調など確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整をします。
訓 練 等 給 付	日中活動系サービス	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の方で、一定の期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労した方に、職場に定着できるよう支援します。
	居住系サービス	
共同生活援助(グループホーム)	就労継続支援や就労などによりに日中活動を利用している方に対し、地域において自立した生活に向けて、共同で生活し支援を行なう。共同生活を営むべき住居に入居している方で、入浴、排せつ食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他の関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をします。	
相 談 支 援	計画相談支援	計画相談及び作成などの支援や障がいのある方の自立した生活を支え、障がいのある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援をします。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方や、家族が障がい、疾病等により緊急時の支援が見込めない状況の方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援をします。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	就学前、集団生活に適應できるよう日常生活の基本的動作の指導をします。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等に加え、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児に対し、集団生活に適應できるよう日常生活の基本的動作の指導をします。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童で、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援をします。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
	障害児相談支援	計画相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

① 訪問系サービス

居宅介護を始め、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等のサービスを提供し、安心して在宅生活を送れるようサービスの充実に努めます。

② 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労支援、療養介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所等の日中に利用するサービスを提供し、自立した社会生活を送れるよう基盤整備を進めます。

③ 居住系サービス

地域移行が進む中、関係団体等と共同しながら、グループホームの基盤整備を進めます。

④ 地域生活支援事業

意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援等、障がいのある方や介護者の地域生活を支援するサービスの充実に努めます。

⑤ ケアマネジメント

サービスの充実に努めるとともに効率的かつ適切なサービス提供が行えるよう、ケアマネジメントシステムの構築に取り組みます。

(4) サービスの質の確保

障がいのある方やその家族が、安心して障害福祉サービス等を利用できるよう兵庫県が年1回実施する障害福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、サービスの提供状況等を確認し質の確保及び質の向上を図ります。

また、福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」について、現在利用されている事業所もありますが、今後も引き続き利用の普及を図ります。

(5) ボランティア活動の促進

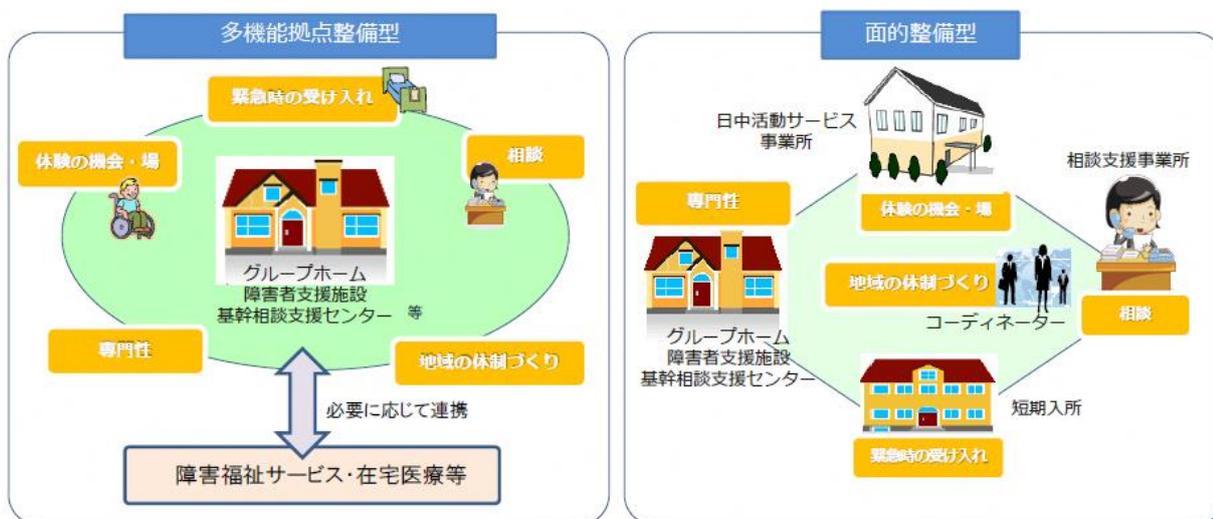
啓発活動により神河町全体の福祉意識を高めるとともに、区長会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、PTA、ミニデイボランティア等の地域のさまざまな活動主体と行政、社会福祉協議会、事業所、関係機関等が協働で、『我が事』の地域づくりにより、人と人がつながる支え合いの取り組みや見守りネットワークの構築を進めていきます。

(6) 地域生活支援拠点の整備等

国の基本方針として、令和2年度末までに、各市町村または圏域において1か所の地域生活支援の拠点等の整備がかかげられています。その具体的な機能として、相談支援、体験の機会・場の確保、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保及び地域の体制づくりの5つの機能が示され、また、グループホーム又は障害者支援施設に支援機能を付加する「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が連携し支援機能を担う「面的整備型」があり、地域の実情に合わせて整備するとされています。

本町において、「相談支援」、「緊急時の受け入れ」、について、神河町社会福祉協議会に事業を委託する形で整備を進めることができました。現状、すべての機能を一体的に整備することは難しいですが、相談支援専門員とも連携を強化し、支援の強化に努めます。また、介護施設に対して短期入所の事業所開設の働きかけや日中活動の場所、グループホームの整備などできることから整備をすすめ、居住支援、地域生活支援をしていきます。

【地域生活支援拠点のイメージ】



1

3. 教育・療育の充実

(1) 就学前療育・保育の充実

ケアステーションかんだぎでは、地域での専門的な施設として就学前の障がいのある子どもの相談・療育等を行っており、今後も療育を必要とする子どもの受け入れ態勢を整え、療育施設としての機能の向上を図ります。

さらに、保護者同士のネットワーク促進のため、情報交換会や療育研修会等を実施し支援します。

町内2か所の保育所では、いずれの園も集団保育の可能な障がいのある児童について、入所の受け入れをされています。診断や手帳取得に至らなくても、個別の支援を要する要支援児に対して、必要な保育職員の配置をされています。

また、町立幼稚園においても、要支援児に対して、介助職員を配置しています。

子どもの能力を最大限に伸ばすことを目的とし、ケアステーションかんだぎ、保育所、幼稚園、教育課、健康福祉課で構成される要支援児就学サポート連絡会及び巡回訪問を通じ相互に連携し、情報交換、協力体制づくりを推進します。

(2) 障がいのある子どもの教育の充実

① 療育訓練事業の充実

ケアステーションかんだぎでは、学童期にある子どもに対して、子ども一人ひとりが持っている力に応じた療育訓練を継続し、さらにより質の高い訓練内容が行えるよう努めていきます。また、利用者数の状況により回数に限られている現状を踏まえて、ケアステーションかんだぎや神崎郡3町と協議しながら保育所等訪問支援を利用できる体制を整え、保育所等においても一貫した療育が受けられるよう努めていきます。

② 適正な就学相談の充実

障がいのある子ども及び保護者との就学相談等を通じて、一緒に話し合う中で保護者の意向を確認し、子どもの持っている力や支え・配慮が必要な事等に配慮し、関係機関が集まって行う教育支援委員会において、総合的に判断し適正な就学指導を実施します。

③ 特別支援教育への対応

義務教育期間にある障がいのある児童や要支援児に対して、障がいがあることにより、通常学級における指導のみではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒について、障がいの種類・程度等に応じ特別支援学校や特別支援学級、通級による指導が行われています。

特別支援学級においては、障がい種別に応じた計画的・段階的な整備と拡充を図ります。さらに、学習障害（LD）、注意欠如／多動性障害（ADHD）、自閉症等にも対応した指導・支

援体制の充実に取り組み、各関係機関と連携します。

また、通常学級に在籍しているが、発達障害等により個別の教育ニーズを有する児童・生徒に対し、通級による指導を実施しています。

④ インクルーシブ教育システムの推進

障がいの有無に関わらず、個別の教育ニーズを有する児童・生徒に対し、合理的配慮等、同じ場で共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に継続して取り組みます。また、学校間の交流や共同学習の推進に努めます。

通常学級の中でも、学習定着や授業への集中が困難で学習支援を要する児童・生徒が増えており、担任と学習支援員による複数指導の必要性も高まっており、小・中学校、特別支援学級、通級、通常学級におけるそれぞれの指導環境の整備を図ります。

⑤ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実

障がいのある児童、要支援児に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成します。これをもとに学校と保護者、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、乳幼児期から学校卒業、そして、就労につなぐまで、一貫して切れ目のない支援を行います。

⑥ 教職員、保育士等支援者の資質及び専門性の向上

教育課とケアステーションかんだきとの連携により、特別支援教育についての知識の習得及び資質の向上を目的として、すべての教職員、保育士等を対象に、研修等への参加を働きかけます。

(3) 不登校・ひきこもり等への対応

発達障害の二次障害をはじめとして、不登校・ひきこもり等の方は、多人数の場で自分をうまく表現できない社会不適應の状態に陥りやすいことが知られています。この状況が長期間続くと、学校や職場に限らず、家庭での生活も困難になることがあります。

健康福祉課では、ひきこもり・外出困難等の家族を抱え同じ悩みを持つ方々を対象に、参加者同士の交流を通じて、相談相手や仲間になることで、家族の孤立を防ぐことを目的とした家族会「陽だまりの会」を平成23年に立ち上げました。この家族会と関係機関が連携し、早期の対応や必要な場合は受診、治療につなげていきます。令和2年度から、個別相談会にも取り組み、現在、個別相談会は毎月開催しています。また、偏見の解消や孤立防止のため地域での啓発や見守り体制を構築していきます。

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 一般就労の促進

神崎郡自立支援協議会しごと部会において、夏休み期間に福崎工業団地の企業に協力をいただき、キャリアガイダンスを実施。多くの関係者の参加を得るようになっていきます。障がいのある方の雇用の理解促進や実習の受け入れを推進し、町内において一人でも多くの方の就労につながるよう努めていきます。

また、役場等の公共機関においても、現在法定雇用率は達成していますが、庁内関係課と連携しながら更なる雇用に向けて推進します。

(2) 一般就労に向けた支援

特別支援学校卒業生や在宅で生活されている障がいのある方の中で、未就職・離職等により現在未就労の方の状況や就労に対するニーズを本人や家族から相談により把握し、姫路職業自立センター等の協力を得ながら就労に必要な知識や技術の習得等の支援を受けて一般就労をめざす「就労移行支援」や、一般就労が難しい人に就労訓練を行い状況に応じて一般就労も支援する「就労継続支援」の利用につながるよう支援していきます。

現在、就労に関する支援は町内に就労継続支援A型事業所が1か所、就労継続支援B型事業所が2か所となっています。町内の利用や町内に利用したい事業所がなく町外の事業所を利用されている方には、通所にかかる経済的負担があるため、通所に実費負担がかかっている方には、助成金を支給し必要な訓練が受けられるよう今後も引き続き支援していきます。

また、身近な場所で就労支援を希望する方も多いため、引き続き事業所の開設に向けて関係機関との調整に努めていきます。

(3) 福祉的就労の支援

福祉的就労の質的向上に向けた行政の取り組みとして、現在、カレンダーを製作している福祉事業所から庁舎内のカレンダーを購入したりしています。今後も、引き続き全課に優先調達に関する周知を行い、まずは町内の福祉事業所へ声かけし、町の事業等を委託する取り組みをします。

(4) 就労支援ネットワークの構築

神崎郡自立支援協議会を活用し、就労前から就労後にわたって障がいのある方の就労支援が図れる体制づくりを進めます。

障がいのある方の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや職業自立センター、福祉事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、相談体制の充実を図ります。

5. 保健・医療の推進

(1) 障がいの早期発見・予防

生活習慣病に起因する障がい（心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎不全等）の発生を予防し、重症化を防ぐため、健康づくり事業を推進していきます。神崎郡医師会、公立神崎総合病院など医療機関とも連携し、町ぐるみ健診・特定健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果の推移を含めた保健指導、重症化を予防する病態別健康教室、継続受診の勧奨、健康相談・栄養相談を行います。

先天的な疾患・障がいについては、母子の疾病の予防や早期発見の体制の充実を図るとともに、母子の健康に関する相談や情報提供に対応できる体制の充実を図ります。乳幼児健診等、母子保健医療対策の充実により、疾病障がいの早期発見・治療、療育を進めます。

また、発達障害への専門的な相談機会として、ケアステーションかんざきとの連携や神崎郡3町による「子ども発達すこやか相談事業」や「県立子ども発達支援センター」「ひょうご発達障害者支援センタークローバー」の相談事業を活用し、発達障害への理解を促し、適切な支援を行います。

(2) 医療体制等の充実

障がいのある方が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制の整備・充実を図ります。特に救急医療における障がいのある児童等の受け入れについて、医療機関に協力を要請します。

自立支援医療を適切に給付し、重度心身障がい者（児）の医療費の負担軽減を図るため実施されている医療費負担制度について、情報提供や広報を推進し、適切な利用を進めます。

(3) 医療費助成等の周知

身体障がい者に対する更生医療費、精神障がい者に対する通院医療費、身体障がい児に対する育成医療費の周知、利用促進に取組み、障がいのある方の医療費負担の軽減を図ります。

また、重度の心身障がい者（児）の医療費の自己負担分の一部について助成を行っていることを周知し、利用促進を図ります。

6. 安全・安心な生活環境の整備

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

障がいのある方を含め、すべての住民が利用しやすいよう、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置などのバリアフリーの施設整備を促進します。

また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、だれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化推進

公共交通機関等については、安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備・改善を要請していきます。

(3) 移動手段の充実

屋外での移動が困難な障がいのある方等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促すことを目的とします。

移動ボランティア、送迎ボランティアなど障がいのある方の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

障がいのある方の移動に利用する、バスやタクシー、JRなどの運賃割引制度や有料道路の割引の周知を図ります。

また、公共バスのデマンド化や運行時間、回数など、より利用しやすい公共バスをめざし検討します。

(4) 防犯・防災体制の整備

避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について啓発・広報を行うとともに、地域における緊急時の避難誘導等支援活動の体制を整備していきます。

災害時における要配慮者支援要援護マニュアルの整備と周知をはじめ、民生委員・児童委員や自主防災組織、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実に努めます。

また、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先等、安否の確認に必要な情報の把握に努めます。

福崎警察や各地区、団体等関係機関と連携し、地域における防犯体制の確立を図ります。

7. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化・スポーツ活動等の推進

スポーツ・レクリエーション活動にも取り組んでいる「身体障害者福祉会」や「手をつなぐ育成会」等の各種団体を今後も継続して支援します。

峰山高原スキー場やグリーンエコー笠形、温水プールなど町内の施設を利用したスポーツや余暇活動の普及、また各種団体を通じて障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

障がいのある方が各種の文化・芸術活動に参加しやすいよう、活動の場に関して情報提供を行います。

8. 啓発・理解の促進

(1) 広報・啓発の推進

「広報かみかわ」、ケーブルテレビ文字放送・告知放送、ホームページ、「社協だより」等を通じて、障害福祉サービスや障がいのある方やその家族に関する講演会、研修会等の情報を継続的に広報します。

「障害者週間（毎年12月3日～9日）」「人権週間（毎年12月4日～10日）」を中心に各種団体において、研修や情報提供を行います。

さらに、神崎郡自立支援協議会を通じて、広報・啓発活動に取り組むよう努めます。

(2) 福祉教育の推進

障がいのある方や障がいに対する理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校において福祉教育を推進します。

また、地域においては福祉や人権に関する講座や講習会の開催等、福祉教育活動の促進を図ります。

シニアカレッジ等においても、障がいに関する講演を行う等あらゆる世代に対して啓発活動を行います。

(3) 交流活動の促進

町内の障がいのある方やその方の介護者の交流を目的とした民生委員・児童委員協議会が開催する「ふれ愛交流会」や各種団体が実施する交流事業において、一人でも多くの方に参加することで笑顔になってもらえるよう活動の支援を引き続き行います。

また、障がいのある方も参加しやすくなるよう、地域のイベント等の主催者へ協力を呼びかけます。

9. 権利擁護の推進

(1) 合理的配慮の推進

役場等公共機関の窓口において、誰もが利用しやすい施設や設備の導入、配慮をすすめ、分かりやすい案内に努めます。また、障がいのある方や配慮の必要な方には、神河町職員対応要領に基づき、職員の声かけなど手続きや相談の対応をする際は、障がいの特性を理解した分かりやすい対応に努めます。

障害者差別解消法に基づいて、「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」について、様々な方法で周知を図ります。

また、全ての選挙において、障がい等により投票所までの移動に支援が必要な方に対しては、自宅から投票所までの移動支援を引き続き行います。

また、幼児教育、保育及び義務教育の現場においても、子ども子育て支援法に基づく基本指針にのっとり、障がいの有無などに関わらず、保育・教育の機会が享受できるよう、関係課・関係機関との連携により、発達課題に応じた個別支援を図ります。

障がいのある児童生徒等に対し、教育課・健康福祉課・ケアステーションかんざきで行う就学サポート連絡会議等で、ひとりひとりの障がいの状態及び教育的ニーズなどに応じた対応策を園・学校で検討し、継続した一貫支援を図ります。

(2) 障害者虐待防止の推進

障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

神河町障害者虐待防止センターを設置していますが、今後も、ホームページ、広報誌やケーブルテレビ文字放送等により事業の周知啓発を行うとともに、各事業所や学校、警察、民生委員・児童委員等と連携し、対象者の早期発見に努めます。

また、虐待の通報があった場合には、神河町障害者虐待防止センター職員が訪問、面会により事実確認、安否確認をするとともに、個別ケース会議を開催し、必要に応じて県へ相談報告、警察へ通報するなどして、障がいのある方の保護、支援を行い、ケースによっては障害者虐待した方の支援も行います。

(3) 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立費用や成年後見人等が報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

また、地域見守り支え合いネットワーク会議において、地域全体での見守り体制の中で、権利擁護の支援が必要な人を地域において発見し、支援へつなげる体制づくりに取り組むとともに、郡域において、家庭裁判所や専門職団体との連携体制を構築していきます。

第5章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

この計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、健康福祉課が中心となり、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 自立支援協議会との連携

障がいのある方の地域生活における諸課題に対する支援等を協議する神崎郡自立支援協議会において、障がいのある方に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行うなど、計画の推進を図ります。

(3) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また、障がいのある方や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

(4) 国・県・近隣市町との連携

この計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

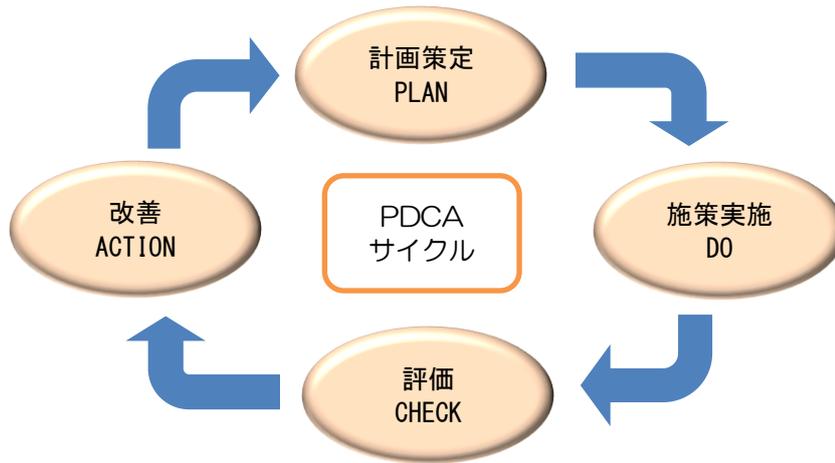
また、広域的なサービス調整や地域生活支援拠点の整備、就労支援等、共通する課題に適切に対応できるよう、近隣市町および県との連携を図ります。

2. 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画、実施後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル(※)」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、障害福祉計画策定委員会において進行管理を行っていきます。

※ 計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のサイクル

■PDCAサイクル



3. 計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障がい者支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、この計画について住民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページ、告知放送などの媒体の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。



資料編

用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のこと。

インクルーシブ教育

包含する、含まれるという意味で、障害の有無にかかわらず、共に地域の学校・社会に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受け、あるいは自立した生活を送ることをいう。

ADHD（注意欠如多動性障害）

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder を訳した用語。文部科学省によると、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを指す。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

ADS（自閉症スペクトラム）

自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害等、自閉症の特性を示す一群の発達障害を、軽度から重度まで区別をせず、一つの障害として捉える考え方。

NPO（Non-Profit Organization）

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等のあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

LD（学習障害）

基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

高次脳機能障害

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

【さ行】

災害時要配慮者台帳

ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者等（要介護3以上の人）、高齢者のみで構成された世帯構成員、身体障害者手帳における第1種の人、療育手帳における判定Aの人、精神障害者保健福祉手帳における1級の人、難病患者及びその他災害発生時に支援を希望する人を把握し、危機管理課・地域福祉課及び高年福祉課で情報共有するための台帳。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中

核的な療育支援施設。

社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。平成 18 年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

就労アセスメント

障害者の就労能力や就労意欲を把握して適性を評価する方法。本人の就労能力や適性、本人の強みや課題、就労に当たって必要な支援や配慮を整理するもの。

障害者権利条約

2006 年（平成 18 年）に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。わが国においては、2014 年（平成 26 年）1 月に批准した。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るため 12 月 9 日を「障害者の日」として定めていたが、平成 16 年の「障害者基本法」改正により毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間が「障害者週間」と定められた。

職場適応支援者（ジョブコーチ）

知的障害や精神障害等、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、つき添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されており、育成医療、更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

身体障害

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害が生じている状態。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障害が身体障害者の対象となっている。

精神障害

精神疾患により、日常生活や社会参加の困難をきたしている状態をいう。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中では、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」を精神障害者と定義している。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力の不十分な人が財産管理等についての契約を行う時に、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行う日中活動の場。

地域自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

地域生活支援拠点

障がい者の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制の医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

知的障害

知能を中心とする精神の発達の遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。

デマンド化(デマンド型交通)

あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと

特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来の盲・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒への適切な支援のために、関係者や関係機関との間を連絡・調整し、協動的に対応できるようにするための役割を持つ者。

【は行】

発達障害

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

パブリックコメント

行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募る。市民は、電子メール、郵便等の方法で意見を提出する。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアカウンセリング

ピア（peer）は、「仲間」「同僚」を意味し、障害者が社会生活を送る上で必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた相談を行う活動のこと。

ピアサポート

日常生活を送る上でわからないことや困っていることがあったときに、同じような立場の人が、相談相手となり、一緒に考えたり、不安に思っていることに耳を傾けたりすることにより、困ってい

る人を支えていく支援活動のこと。

PDCA サイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実施する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

避難行動要支援者支援名簿

平常時に配慮が必要な人を把握するための要配慮者台帳のうち、特に災害時の避難活動や生活支援を要すると見込まれる人を把握するための台帳。自主防災組織等に提供し、災害発生時の要支援者の避難支援に活用する。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定の訓練を受けた親のこと。同様の子どもを持つ親に対して、共感的支援、相談や情報提供を行う。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉サービス第三者評価制度

公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス事業者の提供するサービスの評価を行うことにより、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者の方がサービスを選択される際に役立つ情報を提供するもの。

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦等、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は、①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。学齢期・就労・結婚・高齢期等、各人の生活の変化における質的な区切りから見た人生の段階を表す。

神河町障害者計画策定委員会名簿

任期（令和5年10月24日～令和6年3月31日）

（敬称略）

区 分	職 名	氏 名	備 考
識見を有する者	神河町民生委員児童委員協議会会長	高崎 彌生	
	中播磨健康福祉事務所福祉室長兼企画課長	渡邊 優子	
	姫路公共職業安定所 職業相談部長	佐山 勝一	
	神河町障がい者基幹相談支援センター	難波 義博	
福祉施設関係者	中播福祉会香翠寮施設長	内井 一也	
	ケアステーションかんざき 所長	西本 寛	
	相談支援事業所 れいめい 管理者	野村 浩之	
障害者の代表	神河町身体障害者福祉会会長	西田 勝義	
介護者の代表	神河町手をつなぐ育成会	一宮 由紀美	
社会福祉協議会	神河町社会福祉協議会会長	秋山 紀史	
町職員	神河町副町長	前田 義人	
	神河町地域包括支援センター管理者	木村 弘美	
	神河町教育課長	児島 浩司	

区 分	職 名	氏 名	備 考
事務局（健康福祉課）	課 長	藤原 栄太	
	参 事	宮崎 広恵	
	社会福祉士	高津佐 智香子	
	課長補佐	藤原 美江	
	課長補佐	楨 良裕	

神河町障害者計画

令和6年3月

発行：兵庫県神河町 健康福祉課

〒679-2414

兵庫県神崎郡神河町栗賀町 630 番地

TEL：0790-32-2421

FAX：0790-31-2800
